

| | | | |
|------------------|----------|----------|----------|
| 4. 委員の出席状況（出席委員） | | | |
| 1 児嶋 和美 | 2 三澤 実 | 3 羽田 雄一 | 4 姉崎 淳一 |
| | | 7 和田 利弘 | 8 小崎 勝敏 |
| | 10 中原 修 | 11 渡辺 健一 | 12 島田 宗央 |
| 13 長屋 教幸 | 14 関口 哲治 | 15 松下 眞二 | 16 安藤 弘司 |
| | | 19 松橋 聡 | 20 千葉 実 |
| 21 北谷 昭一 | 22 秋葉 宏之 | 23 松田 和浩 | 24 佐藤 茂 |
| 25 吉村 智之 | | | |
| 5. 欠席委員 | | | |
| 5 山崎 幸一 | 6 佐藤 弘朗 | 9 藤井 和人 | |
| 17 久保 拓也 | 18 栗田 淳 | | |
| 6. 事務局 | | | |
| 事務局長 | 池田 孔紀 | 主 幹 | 宮本 則幸 |
| 主 事 | 野村 亮太 | | |
| | | | |
| | | | |

| | |
|-------------|--|
| <p>議 長</p> | <p>定刻になりましたので、只今から令和3年第4回湧別町農業委員会総会を開会致します。</p> <p>本日の出席委員は、20名で過半数に達しておりますので、湧別町農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立します。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行いません。 議事録署名委員は、湧別町農業委員会会議規則第14条の規定により、23番 松田委員及び24番 佐藤茂委員を指名します。</p> <p>日程第2、会期の決定を議題とします。おはかりします。本総会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p> |
| <p>委員一同</p> | <p>(異議なしとの声)</p> |
| <p>議 長</p> | <p>異議なしと認めます。したがって会期は本日1日とすることに決定致しました。</p> <p>日程第3、諸般の報告についてを議題とします。 前回総会以降の行事について事務局長より報告させます。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>令和3年3月30日に開催されました、令和3年第3回湧別町農業委員会総会以降における活動状況についてご報告いたします。</p> <p>4月6日(火) コミュニティーセンター2階大会議室におきまして、第1回第3期湧別町総合計画審議会の産業振興専門部会が開催され、これに吉村会長・佐藤代理が出席しております。</p> <p>4月8日(木) 紋別市におきまして、第100回オホーツク管内農業委員会連合会通常総会が開催され、これに吉村会長が出席しております。</p> <p>4月12日(月) オホーツク優良農村青年表彰について、オホーツク農業委員会連合会会長に代わりまして吉村会長より盾の贈呈を行いました。表彰の対象者は芭露 ●●●●●さん、北兵村三区 ●●●●●さんです。</p> <p>4月13日(火) コミュニティーセンター1階大会議室におきまして、農用地あっせん会議が開催され、これに吉村会長、佐藤弘朗委員が出席しております。</p> <p>4月15日(木) 湧別町農協芭露支所におきまして、農用地あっせ</p> |

| | |
|-----|--|
| 事務局 | <p>ん会議が開催され、これに島田委員、久保委員が出席しております。</p> <p>4月19日(月)コミュニティーセンター2階大会議室におきまして、第2回第3期湧別町総合計画審議会の産業振興専門部会が開催され、これに吉村会長、佐藤代理が出席しております。</p> <p>本日令和3年第4回湧別町農業委員会総会を開催しております。以上活動状況の報告といたします。</p> |
| 議長 | <p>日程第4、議案第1号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p> |
| 事務局 | <p>議案書の2ページをご覧ください。議案第1号、現況証明願いについて。別紙の者より、土地の現況証明願いの提出があったので、別紙のとおり証明するものであります。本総会において4件提出されております。</p> <p>内容を説明しますので、議案書の3ページをご覧ください。その1、証明願出人、所有者ともに置戸町、●●●●さんです。土地の所在ですが、志撫子●●番●外計3筆で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、合計面積は25,857㎡で、利用状況は原野と山林で、申請の理由につきましては、地目変更登記のため、現況証明農業委員は栗田委員、長屋委員、羽田委員でございます。</p> <p>(別冊資料1ページにより位置説明)</p> <p>議案書の4ページをご覧ください。その2、証明願出人、所有者ともに中湧別北町、●●●●さんです。土地の所在ですが、中湧別北町●●番●で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、面積は2,876㎡で、利用状況は雑種地で、申請の理由につきましては、地目変更登記のため、現況証明農業委員は姉崎委員、藤井委員、和田委員でございます。</p> <p>(別冊資料2ページにより位置説明)</p> <p>議案書の5-1ページをご覧ください。その3、証明願出人、所有者ともに開盛、●●●●さんです。土地の所在ですが、開盛●●番●で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、面積は6,625㎡で、利用状況は原野で、申請の理由につきましては、地目変更登記のため、現況証明農業委員は山崎委員、秋葉委員、松田委員でございます。</p> <p>(別冊資料3-1ページにより位置説明)</p> <p>議案書の5-2ページをご覧ください。その4、証明願出人、所有者</p> |

| | |
|-------------|---|
| <p>事務局</p> | <p>ともに遠軽町、●●●●さんです。土地の所在ですが、上湧別屯田市街地●●番●で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、面積は396㎡で、利用状況は雑種地で、申請の理由につきましては、地目変更登記のためで、現況証明農業委員は和田委員、小崎委員、渡辺委員でございます。</p> <p>(別冊資料3-2ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| <p>議長</p> | <p>これから議案第1号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p> |
| <p>委員一同</p> | <p>(なしとの声)</p> |
| <p>議長</p> | <p>質疑なしと認めます。これから議案第1号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> |
| <p>委員一同</p> | <p>(異議なしとの声)</p> |
| <p>議長</p> | <p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第5、議案第2号を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>議案書の6ページをご覧ください。議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定により、別紙の者より農地の権利設定の許可申請書の提出があったので、許可の可否につき審議し、許可書を申請者に交付することを議決するものであります。</p> <p>本総会において1件提出されております。</p> <p>内容の説明をしますので、議案書の7ページをご覧ください。番号1番、申請者の譲渡人が南兵村二区、●●●●さん、譲受人が上湧別屯田市街地、●●●●さんです。申請地の所在ですが、南兵村二区●●番●外計3筆で合計面積は46,757㎡です。申請理由は譲渡人は農地処分のためであり、譲受人は農業参入のためであり、権利の種類は貸借権となっております。賃貸金額は330,750円でございます。</p> <p>(別冊資料4ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |

| | |
|------|--|
| 議 長 | これから議案第2号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。 |
| 委員一同 | (なしとの声) |
| 議 長 | 質疑なしと認めます。これから議案第2号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 |
| 委員一同 | (異議なしとの声) |
| 議 長 | <p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第6、議案第3号を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。</p> |
| 事務局 | <p>議案書8ページをご覧下さい。議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、湧別町長より決定を求められたので、別紙の農用地利用集積計画について、農業委員会の議決を求めるものでございます。本総会において、所有権移転が2件、賃借権1件が提出されております。</p> <p>内容の説明をしますので、議案書9-1ページをご覧下さい。</p> <p>番号1番、所有権の移転をする者は、芭露、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、芭露、●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、芭露●●番●で面積は12,341㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和3年4月23日で、対価の支払い時期につきましては、令和3年5月31日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、334,000円でございます。</p> <p>(別冊資料5ページにより位置説明)</p> <p>続きまして番号2番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、南兵村二区、●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、南兵村二区●●番●で面積は3,637㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和3年4月23日で、対価の支払い時期につきましては、令和3年11月30日となっており、土地の引</p> |

| | |
|-------------|--|
| <p>事務局</p> | <p>渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、763,000円でございます。 (別冊資料6ページにより位置説明)</p> <p>続きまして議案書の9-2ページをご覧ください。賃借権でございます番号1番、利用権の設定をする者は、宮城県、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、旭、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、北兵村二区●●番●外計2筆で合計面積は22,637㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。</p> <p>利用権の期限でございますが、本日、令和3年4月23日から令和12年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は80,000円でございます。 (別冊資料7ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| <p>議長</p> | <p>これから議案第3号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p> |
| <p>委員一同</p> | <p>(なしとの声)</p> |
| <p>議長</p> | <p>質疑なしと認めます。これから議案第3号の採決を行います。おはかりします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。</p> |
| <p>委員一同</p> | <p>(異議なしとの声)</p> |
| <p>議長</p> | <p>したがって本案は、原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第7、議案第4号の議案についてを議題とします。事務局に議案を朗読させます。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>議案書の10ページをご覧ください。議案第4号、令和2年度湧別町農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について。令和2年度湧別町農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画についての点検・評価について審議を求めるものでございます。</p> <p>議案書の11ページをご覧ください。これは農業委員会等に関する法律第37条に基づいて、農業委員会運営の透明性を確保するため、農地等利用の最適化推進の状況や事務の実施状況等をインターネット等により6月30日までに公表することとされているものです。</p> <p>各ページの主なところを説明いたします。</p> |

事務局

11ページ「農業委員会の状況」ですが、耕地面積や農家数などは、2015年農林業センサスに基づき記載しております。農業センサス調査につきましては5年ごと調査のため、2025年調査結果まで前年と同数となります。

認定農業者数は228件で前年度と同数であります。

基本構想水準到達者とは、

- ① 年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して市町村構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に到達しているとみなせる経営体のことを示します。
- ② 農業改善計画の終期を迎えた認定農業者のうち、再認定を受けなかったものの、従前の経営面積を維持又は拡大している経営体を示し、信部内の●●●●さんと東の●●●●さんの2件です。認定新規就農者は●●の●●●●さんと●●の●●●●さんです。

次に12ページ「担い手への農地の利用集積・集約化」ですが、集積面積は毎年、町農政課に照会される調査の中で認定農業者・認定新規就農者等が所有・賃貸している面積です。

次に13ページ「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」ですが、令和2年度新規参入者は●●の●●●●さんです。

次に14ページ、「遊休農地に関する措置に関する評価」ですが、本町は遊休農地が存在しないため、解消に関する取り組みはありませんでした。

次に15、ページ「違反転用への適正な対応」ですが、違反転用面積が無く指導実績はありませんでした。

次に16ページ「農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」ですが、農地法第3条に基づく許可は年間5件処理しました。また農地法第4条と第5条の農地転用に関する事務処理は年間14件処理しました。

次に17ページ、「管内の農地所有適格法人」に関してですが、新規に●●の●●●●さん、●●の●●●●さんの2法人が加わり、計34法人となりました。

次に18ページ「地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」については、特に受けておりません。

次に「事務の実施状況の公表等」についてですが、総会議事録と委員会の活動計画の点検・評価をホームページで公表しております。

| | |
|------|--|
| 事務局 | 以上で説明を終わります。 |
| 議 長 | これから議案第4号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。 |
| 委員一同 | (なしとの声) |
| 議 長 | 質疑なしと認めます。これから議案第4号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 |
| 委員一同 | (異議なしとの声) |
| 議 長 | 異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。 |
| | 日程第8、議案第5号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。 |
| 事務局 | <p>議案書の19ページをご覧ください。議案第5号、令和3年度湧別町農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画について。令和3年度湧別町農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画について審議を求めるものでございます。</p> <p>議案書の20ページをご覧ください。 こちらも先ほど説明した「点検・評価」と同じく、農業委員会等に関する法律第37条の規定に基づいて、農業委員会運営の透明性を確保するため、農地等利用の最適化推進の状況や事務の実施状況等をインターネット等により6月30日までに公表することとされているものです。 各ページの主なところを説明いたします。</p> <p>20ページ「農業委員会の状況」ですが、農家・農地等の概要について、2015年農林業センサスに基づき記載しております。</p> <p>次に21ページ「担い手への農地の利用集積・集約化」ですが、現状の87%に対して、目標設定を90%としております。 次に「新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」ですが。今年度は●●で●●●●さんと●●で●●●●さんの2件が参入予定しております。</p> <p>次に22ページ「遊休農地に関する措置」及び「違反転用への適正な対応」では、引き続き事例が無いものとなりました。</p> |

| | |
|---|---|
| 事務局 | <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議 長 | <p>これから議案第5号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p> |
| 委員一同 | <p>(なしとの声)</p> |
| 議 長 | <p>質疑なしと認めます。これから議案第5号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> |
| 委員一同 | <p>(異議なしとの声)</p> |
| 議 長 | <p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。</p> |
| <p>総会の会議に付された議案は、すべて終了しました。 これで令和3年第4回湧別町農業委員会総会を閉会します。</p> <p>閉 会 13時47分</p> | |
| <p>この議事録は、事務局長が記載したものであるが、その正確を証するため、ここに署名する。</p> | |
| <p>議 長</p> | |
| <p>署名委員</p> | |
| <p>署名委員</p> | |